

# 介護保険サービスについて

---

令和元年5月18日

障がい福祉サービス・介護支援専門員合同事例検討会

# 65歳以上の市民の方（第Ⅰ号被保険者）

---

65歳に達したとき（誕生日の前日）は、全員第Ⅰ号被保険者になります。  
日常生活を送るために、介護が必要と認定がされた場合に介護サービスを利用できます。

# 40歳から64歳までの医療保険加入の市民の方全員 (第2号被保険者)

---

40歳から64歳までで医療保険に加入している市民の全員が、自動的に第2号被保険者になります。

脳血管疾患や初老期の認知症など老化が原因とされる病気（特定疾病）により、日常生活を送るために、介護が必要と認定された場合に介護サービスを利用できます。

## 特定疾病

- がん
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脳血管疾患
- 筋委縮性硬化症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 閉塞性動脈硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 多系統萎縮症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 進行性各上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 在宅サービス

---

●**訪問介護**...ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、家事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

日常生活を支えるとともに、家族の介護負担を軽減するなど、在宅生活を支えるサービスです。

要介護1～5の方については、通院のための車両（介護タクシー）への乗車や降車、受診手続きの介助を行う通院等乗降介助もあります。

●**訪問入浴**...入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で、介護士と看護師が入浴困難な人の家庭を訪問し、入浴の介助をします。

自力で入浴できない要介護者等の心と体のリフレッシュに効果的な介護サービスであるとともに、入浴の介助を行う家族の介護負担の軽減を図る介護サービスです。

# 在宅サービス

---

●**居宅療養管理指導**...通院が困難な方に対して医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が家庭を訪問して療養上の管理や指導を行います。

●**訪問看護**...訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師や保健師などが、通院が困難な利用者の家庭を訪問し、主治医と連携を取りながら病状の観察や投薬の管理、床ずれの手当てなど在宅での療養生活の手助けをします。  
疾病を抱えた本人や、その家族の心のケアなどの医学的な専門技術を要する支援を行います。

# 在宅サービス

---

●**訪問リハビリテーション**...理学療法士や作業療法士などが医師の指示に基づき、家庭を訪問して心身の機能の維持回復により、自立した生活を送れるようにするため、家庭を訪問して日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

リハビリテーションは機能維持と機能回復を目指すもので、要介護者等の日常生活動作（入浴・排せつ・食事等）の自立を促します。

# 通所サービス

---

●**通所介護（デイサービス）** ...通所介護施設などに通って、日帰りで食事や入浴、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

このサービスは、要介護者等の健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身の機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ろうとするサービスです。

●**通所リハビリテーション（デイケア）** ...介護老人保健施設や医療機関などに通い、日帰りで理学療法や作業療法によるリハビリテーションが受けられます。

機能訓練を中心に身体面の維持・改善に主たる目標が置かれているサービスです。

# 施設に短期入所するサービス

---

●**短期入所生活介護（ショートステイ）** ...在宅で介護を行っている家族等が、入院や冠婚葬祭等の行事、仕事の都合等により自宅での介護ができない場合に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に一時的に入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

●**短期入所療養介護（医療型ショートステイ）** ...介護老人保健施設などに短期入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

# 福祉用具

---

●**福祉用具貸与**...日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできます。

- ①車いす②車いす付属品③特殊寝台④特殊寝台付属品⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換機⑦手すり⑧スロープ⑨歩行器⑩歩行補助杖⑪認知症老人徘徊感知器
- ⑫移動用リフト⑬自動排泄処理装置

●**特定福祉用具販売**...下記の福祉用具を購入した時、費用が支給されます。

- ①腰掛便座②自動排泄処理装置の交換可能部品③入浴補助用具④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具

# 住宅改修

---

●**住宅改修**...実際に居住する住宅について比較的小規模の住宅改修を行った場合、その費用（30万円を限度）の7割～9割が支給されます。ただし、下記の条件をすべて満たしている場合に限りです。

- 被保険者が要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けていること
- 認定の有効期間内の改修であること
- 改修する前に市（介護保険課）に書類を提出してあること
- 厚生労働大臣指定の住宅改修であること
- 改修する住宅が被保険者の住民登録上の住所地にあること
- 被保険者が在宅で生活していること
- 新築または増改築に伴う改修でないこと
- 住宅所有者の承諾があること

# 住宅改修②

---

## 支給対象となる住宅改修の種類

(新築または増改築に伴う改修、老朽化等を理由とした改修は対象外となります)

- ①手すりの取り付け②段差の解消③引き戸などへの取り換え
- ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の座位良の変更
- ⑤洋式便座などへの便器の取り換え